

市有地利活用効果検討業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、豊中市財務部資産管理課が発注する「市有地利活用効果検討業務委託」に適用する。

2. 業務概要

- (1) 業務名：市有地利活用効果検討業務
- (2) 業務対象地：市有地45物件
- (3) 業務期間：契約締結日から令和4年（2022年）3月18日
- (4) 限度額：14,800,000円（税込み）を上限金額とする

3. 業務の目的

豊中市が保有する土地並びに建物等の資産について、管理情報の調査・調査・現状把握と現利用形態の評価を行うとともに、各資産については複数の利活用案の比較検討並びに具体的な事業化案の提案を行うことで、当該資産の生み出す利益等を踏まえた利活用効果について検証することを目的とする。

4. 業務内容

①計画準備

業務内容等の確認を行い、検討スケジュール等を立案するとともに、収集資料等の準備を行う。

②土地情報整備

業務対象地（以下「対象地」という。）とその周辺について、検討に必要な基礎的な条件等を整理する。

③市有地利活用効果検討

対象地の利活用について、本市にもたらす効果を検討する。

④事業化案検討

本業務での検討内容を踏まえ、対象地の事業化等の手法等を検討する。

⑤業務報告書の作成

本業務での検討内容をとりまとめて、業務報告書を作成する。

⑥本市庁内会議への支援

対象地の一部において、本市関係部局で構成される庁内会議等の開催に係る資料の作成等の支援を行う。

⑦打合せ協議

打合せ協議は、月1回以上とするが、必要に応じて協議に参加すること。また、受託者は、作業を円滑に進めるために、本市担当者と密に連絡をとり、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。

5. 業務体制

受託者は、本業務を担当する総括責任者及び従業者を指定し、本市に報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とする。

6. 成果品等

成果品は以下とする

- ・業務報告書 A4ファイル製本 5部
- ・電子データ CD-R等 5部

7. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて本市のものとし、受託者は、本市が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

8. 特記事項

- (1) 業務の履行上、知り得た事項等を第3者に漏洩してはならない。
なお、業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品納入後に瑕疵があった場合は、受託者の責任において補正すること。
- (3) 業務を遂行するにあたり、本市と密に取りながら進めること。
- (4) 業務遂行上、疑義が生じた場合は、本市と協議を踏まえて必要な事項を決定するものとする。
- (5) 本業務の検討成果については、概要報告及び成果報告として月1回以上適宜に報告するほか、本市が必要とするときは書類等にて提出すること。
- (6) 本仕様書は、委託業務の提案を行うにあたり、最低限の必要事項を掲載している。
この事項を踏まえたうえで、最良の提案を行うこと。

以上